

第 70 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

- 事業報告
 - 「業務の適正を確保するための体制」
 - 「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

コンドータック株式会社

当社は、法令並びに当社定款第 15 条の規定に基づき、招集通知の添付書類のうち、上記に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

【事業報告】

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しており、当社の業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

この体制につきましては、内容を適宜見直したうえで、継続的な改定を図っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を行い、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。
- ② 当社グループは、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ③ 内部監査部門（監査室）は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。
- ④ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。
- ② 当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることとしております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査等委員会の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしておりません。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 職務遂行上必要な場合、監査等委員会が使用人を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとしております。
- ② 監査等委員会の求めにより内部監査部門（監査室）を監査等委員補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査等委員会の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課については、監査等委員会が行うこととしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は次の事項を監査等委員会に報告することにしております。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項
- ② 法令、定款に違反する行為を発見した場合、又はそのおそれがある場合は、その事実に関する事項
- ③ 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
- ④ 内部通報

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査の実効性を確保するため、監査等委員がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。
- ② 監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。
- ③ 監査等委員会は監査等委員会規程に基づいて、内部監査部門（監査室）及び会計監査人との連携により効率的な監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査部門（監査室）に調査を求めることができることとしております。
- ④ 当社は、監査等委員が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を

活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用状況

当社グループの内部統制システムの整備及び運用状況について、内部監査部門（監査室）が評価及び経営者への報告を行い、改善を進めております。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価も併せて、行っております。

(2) 取締役会の状況

- ① 当社は、毎年1回、全取締役の自己評価による取締役会評価アンケートを実施しております。そのアンケート結果について、取締役会にて審議及び検討し、改善を行うことにより、取締役会全体の実効性の確保及び質の向上を図っております。
- ② 社外取締役で構成する「社外役員懇話会」を設け、社外役員同士の定期的な意見交換を行っております。

(3) コンプライアンスに関する取組み

- ① 当社及び主要な子会社は、内部通報制度において、すべての役職員等が通報によって不利益を被らないよう、社内規程の整備を行っております。
なお、当該内部通報制度の運用状況につきましては、取締役会にて報告を行っております。
- ② コンプライアンスに関する課題への対応策の立案、実施を目的に、コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社及び主要な子会社の重点管理方針を毎年定め、当該方針の周知を行っております。なお、その実施結果については、取締役会にて報告を行っております。
- ③ コンプライアンスの周知徹底を図るため、当社及び主要な子会社の各種社内研修において、コンプライアンスマニュアル等の説明等を実施いたしました。

(4) リスク管理体制の運用状況

コンプライアンス・リスク管理委員会にて、当社グループの新たなリスクの分析や自己評価を行い、その結果については、取締役会にて報告を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1947年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。1957年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

- (イ) お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
- (ロ) お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力
- (ハ) お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制
- (ニ) お客様のニーズにお応えするための約4万点を超える豊富な取扱商材

② 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、既存コア事業の一層の収益力強化に加え、事業環境の変化に対応すべく、今後成長が見込まれる分野への事業展開を進め、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (イ) 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (ロ) 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。
- (ハ) 当社は、今後成長が見込まれる分野（海外、社会インフラの老朽化に伴う維持修繕工事、人手不足・働き方改革への対応に伴う省力化等）への事業展開を次のとおり実施しております。

2010年	LED照明等の環境、エコ関連分野への事業展開を目的に電設資材卸売業の三和電材株式会社を子会社化
2012年	アセアン諸国での事業拡大を目的にタイ国での現地法人設立
2014年	産業の自動化・省力化分野への事業展開を目的に省力化機器等の設計・製造を行う中央技研株式会社を子会社化
2016年	製品・サービス向上を目的に株式会社秋長製作所より「アルプス印の鉄滑車」の製造事業を譲受
2018年	付加価値の高い製品拡販を目的に「あと施工アンカーボルト」等の建築用金物製造販売業のエヌパット株式会社との業務資本提携
2019年	産業の自動化・省力化分野の強化を目的に株式会社メカトロエンジニアリングより「省力化、画像処理機器事業」を譲受 社会インフラの老朽化に伴う維持修繕分野への事業展開を目的に仮設足場等の架設工事・レンタル事業を行うヒロセ興産株式会社（現：テックビルド株式会社）を子会社化
2020年	仮設足場等の架設工事の事業拡大を目的に同事業を行う東海ステップ株式会社を子会社化
2021年	仮設足場等の架設工事の事業拡大を目的に同事業を行う株式会社フコクを子会社化
	仮設足場等の架設工事における事業連携の強化を図るため同事業を行う子会社を統括する中間持株会社日本足場ホールディングス株式会社を設立
	今後需要の増加が見込まれるアルミ商材を当社グループの取扱商材に加えるためアルミ押出型材等の製造販売を行う栗山アルミ株式会社を子会社化

今後も、当社は企業の買収及び資本・業務提携等を進め、さらなる事業展開を図ってまいります。

- (ニ) 当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等の JIS 表示許可並びに ISO9001 を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給並びに新製品の開発力の向上に努めております。
- また、品質及び開発力の向上に加え、九州工場、関東工場及び滋賀工場において、環境

マネジメントシステムである ISO14001 を認証取得するなど、環境保全に配慮した活動に努めております。

③ コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高める目的で、弁護士及び経営者としての経験のある社外取締役2名を選任し、豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士、公認会計士及び経営者としての経験のある社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役により、専門的な知見や経験を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査等委員である取締役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。1995年に株式上場してから2021年3月期までの26年間で業績の向上に応じて年間配当を18回増配いたしました。また、自己株式の取得も積極的に行っております。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、有効期間を2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

① 本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

② 本プランの概要

(イ) 対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(ハ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の(i)又は(ii)の期間を取締役会評価期間として設定します。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大 30 日間延長できるものとします。

(ニ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役 5 名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

(ホ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ヘ) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能と

することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランを第 68 回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役 5 名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を 1 年、監査等委員である取締役を 2 年と法定どおりの任期としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(https://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/20200513_3news.pdf)

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	2,666	2,434	26,243	△ 1,134	30,210	140	29
会計方針の変更による 累積的影響額			6		6		
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,666	2,434	26,250	△ 1,134	30,216	140	29
当期変動額							
剰余金の配当			△ 827		△ 827		
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,284		2,284		
自己株式の取得				△ 609	△ 609		
自己株式の処分			△ 2	280	278		
自己株式の消却			△ 801	801	—		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 19	23
当期変動額合計	—	—	653	473	1,126	△ 19	23
当期末残高	2,666	2,434	26,903	△ 661	31,342	121	53

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計			
当期首残高	△ 1,510	31	92	△ 1,216	28	0	29,022
会計方針の変更による 累積的影響額							6
会計方針の変更を 反映した当期首残高	△ 1,510	31	92	△ 1,216	28	0	29,029
当期変動額							
剰余金の配当							△ 827
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,284
自己株式の取得							△ 609
自己株式の処分							278
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	14	△ 57	△ 39	△ 28	1,979	1,911
当期変動額合計	—	14	△ 57	△ 39	△ 28	1,979	3,037
当期末残高	△ 1,510	45	35	△ 1,255	—	1,979	32,066

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・ 8社

連結子会社の名称・・・ 三和電材株式会社

KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co., Ltd.

中央技研株式会社

日本足場ホールディングス株式会社

テックビルド株式会社

東海ステップ株式会社

株式会社フコク

栗山アルミ株式会社

上記のうち、日本足場ホールディングス株式会社については、当連結会計年度において中間持株会社として新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。また、栗山アルミ株式会社については、当連結会計年度において株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等 …… 主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a. 商 品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

（一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法））

b. 製品・仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

c. 原 材 料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

d. 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、主に、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10～20年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用 均等償却

⑤ 少額償却資産 均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

産業資材及び鉄構資材のセグメント事業において、主に金物小売業及び鉄骨加工業者向けに、土木・建築資材等の販売並びに建築関連資材等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っています。また、電設資材のセグメント事業において、主に電気工事業者及び家電小売店向けに、電設資材等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っています。

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点を履行義務の充足時点と判断しているものの、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 工事契約

産業資材及び鉄構資材のセグメント事業の一部において、工事期間が1年以内の工事契約を締結しております。主に土木建築用足場等の架払工事及びアンカー施工等の工事を請け負っており、顧客との工事契約に基づいて工事を施工完成し引き渡す履行義務を負っています。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、当該契約のうち期間がごく短い場合については、収益認識会計基準適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生年度において一括処理しております。

なお、従業員である執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債に含めて計上しております。

一部の連結子会社につきましては、小規模企業等における簡便法を用いております。

会計方針の変更に関する注記事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、期間がごく短い場合を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しています。期間がごく短い工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、従来は、営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は 16 百万円減少し、売上原価は 29 百万円増加し、営業利益は 45 百万円減少し、営業外費用は 57 百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 11 百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は 6 百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。また、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「売上割引」は、当連結会計年度より「売上高」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記事項」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記事項

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「助成金収入」の金額は、6百万円であります。

会計上の見積りに関する注記事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、のれん3,876百万円及び顧客関連資産1,370百万円です。

当該のれん等は、東海ステップ株式会社、株式会社フコク及び栗山アルミ株式会社に関するものです。

経営環境や事業の状況の著しい変化等、減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。

当連結会計年度において、のれん等が帰属する一部の連結子会社にて、当初の事業計画を下回っていることから、のれん等の減損の兆候が認められます。このため、当該子会社について割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の判定を行っております。その判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、当連結会計年度において減損損失を認識しておりません。

減損の判定に必要な割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、3ヶ年の中期経営計画を基礎としその期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率をもとに算定しております。中期経営計画等については、過去の実績、事業上の戦略の実行等による売上高の増加及び売上総利益率の改善見込み、並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が2023年3月期の一定期間にわたり継続するとの仮定をもとに現在見込まれる経済状況を考慮しております。

追加情報

(株式付与E S O P信託)

当社は、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、2013年9月より導入し2021年12月まで期間延長しておりました従業員に対するインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」は、2021年12月31日をもって終了しました。

(1) 取引の概要

本制度は、従業員に対して、当社が定める株式付与規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度13百万円、13千株、当連結会計年度においては該当事項はありません。

(株式給付信託(BBT))

当社は、当社の取締役及び当社の執行役員（社外取締役を除き、以下、あわせて「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、2017年8月より取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入していましたが、役員向け譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、2021年6月22日をもって終了しました。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度129百万円、121千株、当連結会計年度においては該当事項はありません。

(役員向け譲渡制限付株式報酬制度)

譲渡制限付株式報酬にかかる費用として、当連結会計年度において、販売費及び一般管理費に48百万円を計上しております。

付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 7名 執行役員 3名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 131,400株
付与日	2021年7月14日
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日から当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職する時までの間
解除条件	付与日の直前の当社定時株主総会の日から付与日の後最初に到来する当社定時株主総会の終結のときまでの期間を超え、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除します。
付与日における公正な評価単価	993円

連結貸借対照表に関する注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額

15,721百万円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△235百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度の増加株式数	当連結会計年度の減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	27,257,000株	一株	912,600株	26,344,400株

(注) 減少株式数は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	406百万円	15.5円	2021年 3月31日	2021年 6月23日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	420百万円	16.0円	2021年 9月30日	2021年 11月26日

(注) 上記配当金の総額には、従業員に対するインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が所有する当社株式に対する配当金及び取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金を含めております。

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	411百万円	16.0円	2022年 3月31日	2022年 6月27日

金融商品に関する注記事項

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設資材等の製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金若しくは銀行借入で賄うことにしております。また、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出事業を展開していることから生じている外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、当社は為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、金融機関を含む取引先企業との円滑な取引継続に関連する株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入事業に伴い生じている外貨建営業債務があり、為替変動リスクに晒されておりますが、当社は為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクを軽減する目的で、為替予約取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、次のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…契約が成立した輸出入取引

② ヘッジ方針

外貨建営業債権債務の為替変動リスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみ為替予約を利用しております。なお、当社グループは、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

③ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ取引時以降のヘッジ対象の相場の変動幅を基にして判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、「与信管理規程」に基づき、営業債権等について経理部審査課が定期的取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び債権残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。主な連結子会社についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため契約不履行による信用リスクはほとんどありません。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務について、為替変動リスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみ為替予約取引を利用してヘッジしております。

為替予約取引は、当社「海外営業部業務処理要領」に基づき、海外営業部が実行し、その管理は営業本部が毎月末海外営業部より契約残高の報告を求め、金融機関の残高通知書との確認を行っております。また、監査室及び経理部も適時内部監査等を実施し、リスク管理に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況及び取引関係を勘案して保有状況の検討を定期的に行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

年度事業計画に基づく資金繰管理と月々の取締役会への報告事項である資金繰実績及び3ヶ月資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持と把握に努め流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(*2)	240	240	—
資 産 計	240	240	—
長 期 借 入 金	561	559	△1
負 債 計	561	559	△1
デリバティブ取引(*3)	76	76	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	86

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券 株式	240	—	—	240
デリバティブ取引				
通貨関連	—	76	—	76
資産計	240	76	—	316
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
—	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	559	—	559
負債計	—	559	—	559

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記事項

1 株当たり純資産	1,170 円 84 銭
1 株当たり当期純利益	87 円 26 銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

収益認識に関する注記事項

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	産業資材	鉄構資材	電設資材	
地域別				
日本	40,761	16,098	8,610	65,470
海外	182	—	—	182
財又はサービスの移転時期				
一時点	40,298	16,098	8,610	65,008
一定の期間	645	—	—	645
顧客との契約から生じる収益	40,944	16,098	8,610	65,653
その他の収益	486	—	—	486
外部顧客への売上高	41,430	16,098	8,610	66,139

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 商品及び製品の販売

産業資材及び鉄構資材のセグメント事業において、主に金物小売業及び鉄骨加工業者向けに、土木・建築資材等の販売並びに建築関連資材等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っています。また、電設資材のセグメント事業において、主に電気工事業者及び家電小売店向けに、電設資材等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っています。

取引の対価は、商品及び製品の引き渡し後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。変動対価である売上値引及び売上割引は収益の額から控除しておりますが、当該変動対価の額に重要性はありません。

商品及び製品の販売については、国内において当該商品又は製品の出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であると判断しており、収益を認識する通常の時点として収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 工事契約

産業資材及び鉄構資材のセグメント事業の一部において、工事期間が1年以内の工事契約を締結しております。主に土木建築用足場等の架組工事及びアンカー施工等の工事を請け負っており、顧客との工事契約に基づいて工事を施工完成し引き渡す履行義務を負っています。

取引の対価は、工事期間中又は収益を認識した後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

土木建築用足場等の架組工事等を対象とした当該契約については、顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。

土木建築用足場等の架組工事及びアンカー施工等を対象とした当該契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、収益を認識する通常の時点として、収益認識会計基準適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用し、工事が完了した時点で収益を認識しております。

企業結合に関する注記事項

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 栗山アルミ株式会社
事業の内容 アルミ押出型材等の製造開発事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの取扱商材の素材として大部分を鉄が占めるなか、栗山アルミ株式会社を当社グループに加えることにより、今後需要の増加が見込まれるアルミ商材を取扱商材に含めることを通じて、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現を図ることができるものと考えております。

(3) 企業結合日 2021年10月1日

(4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称 変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 75.7%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年10月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	6,717百万円
取得原価		6,717百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 125百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

665百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,638百万円
固定資産	2,770
資産合計	9,408
流動負債	238
固定負債	1,154
負債合計	1,392

◎ 連結計算書類及び連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、1株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

【計算書類】

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,666	2,434	216	211	7,610	16,566	24,605	△ 1,134	28,572	
当期変動額										
剰余金の配当						△ 827	△ 827		△ 827	
圧縮記帳積立金の取崩				△ 2		2	—		—	
当期純利益						2,188	2,188		2,188	
自己株式の取得								△ 609	△ 609	
自己株式の処分						△ 2	△ 2	280	278	
自己株式の消却						△ 801	△ 801	801	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	△ 2	—	558	556	473	1,029	
当期末残高	2,666	2,434	216	209	7,610	17,125	25,162	△ 661	29,601	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	139	29	△ 1,510	△ 1,342	28	27,259
当期変動額						
剰余金の配当						△ 827
圧縮記帳積立金の取崩						—
当期純利益						2,188
自己株式の取得						△ 609
自己株式の処分						278
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 18	23	—	4	△ 28	△ 23
当期変動額合計	△ 18	23	—	4	△ 28	1,005
当期末残高	120	53	△ 1,510	△ 1,337	—	28,264

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

- ① 市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- ① 商品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
（一部商品については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法））
- ② 製品・仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ 原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④ 貯蔵品 …… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 均等償却

(5) 少額償却資産 均等償却

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を年金資産が超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生年度において一括処理しております。

なお、従業員である執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

主に金物小売業及び鉄骨加工業者向けに、土木・建築資材等の販売並びに建築関連資材等の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っています。

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点を履行義務の充足時点と判断しているものの、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 工事契約

工事期間が1年以内の工事契約を締結しております。主にアンカー施工等の工事を請け負っており、顧客との工事契約に基づいて工事を施工完成し引き渡す履行義務を負っています。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、当該契約のうち期間がごく短い場合については、収益認識会計基準適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は、営業外費用に計上していた売上割引については、売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益及び営業外費用は 49 百万円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「売上割引」は、当事業年度より「売上高」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記事項

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」(前事業年度 4 百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式 15,432 百万円です。

当該関係会社株式には、日本足場ホールディングス株式会社及び栗山アルミ株式会社の株式 13,265 百万円が含まれております。

なお、日本足場ホールディングス株式会社については、前事業年度まで当社の連結子会社であったテックビルド株式会社、東海ステップ株式会社及び株式会社フコクの株式等を承継資産として、当事業年度において会社分割の方法により新たに中間持株会社（当社の連結子会社）として設立しております。

当該関係会社株式は市場価格のない株式であることから、株式の発行会社の超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行う減損処理をすることとしております。なお、実質価額については、連結貸借対照表に計上されているのれん等と同様の見積りの要素が含まれます。

追加情報

(株式付与E S O P信託)

株式付与E S O P信託口を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(株式給付信託(B B T))

取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(役員向け譲渡制限付株式報酬制度)

取締役等に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,663 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	13 百万円
短期金銭債務	45 百万円
3. 土地の再評価	
土地の再評価に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記事項）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。	
4. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	12 百万円

損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	86 百万円
仕入高	178 百万円
その他	31 百万円

営業取引以外の取引による取引高

資産購入高	144 百万円
その他	13 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記事項

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度の 増加株式数	当事業年度の 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	1,136,502 株	585,420 株	1,074,500 株	647,422 株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加 20 株及び取締役会決議による自己株式の取得による増加 585,400 株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少株式数は、自己株式の消却による減少 912,600 株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）から当社従業員への交付による減少 13,300 株、株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）から当社取締役への交付による減少 8,600 株、ストック・オプションの行使による減少 7,400 株並びに譲渡制限付株式報酬としての当社取締役等及び当社従業員への交付による減少 132,600 株であります。

税効果会計に関する注記事項

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	46百万円
賞与引当金	208百万円
退職給付引当金	0百万円
関係会社株式評価損	260百万円
譲渡制限付株式報酬	43百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	646百万円
評価性引当額	△272百万円
繰延税金資産合計	373百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	92百万円
その他有価証券評価差額金	52百万円
前払年金費用	27百万円
その他	23百万円
繰延税金負債合計	195百万円
繰延税金資産の純額	177百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
報酬制度終了損永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割等	1.5%
税額控除	△0.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8%

関連当事者との取引に関する注記事項

計算書類提出会社の関係会社等

種類	連結子会社	
会社等の名称	栗山アルミ株式会社	
議決権等の所有（被所有）割合	（所有）直接 75.7%	
関連当事者との関係	資金の借入	
取引の内容	資金の借入	支払利息
取引金額（百万円）	4,700	0
科目	短期借入金	—
期末残高（百万円）	4,700	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の借入については、市場金利等を勘案して決定しております。

計算書類提出会社の役員及び主要株主等

種類	役員	役員	役員
会社等の名称	近藤勝彦	安藤朋也	矢田裕之
議決権等の所有（被所有）割合	（被所有） 直接 0.6% 間接 14.4%	（被所有） 直接 0.4%	（被所有） 直接 0.1%
関連当事者との関係	当社 代表取締役社長	当社 取締役副社長	当社 専務取締役
取引の内容	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）		
取引金額（百万円）	44	37	17
科目	—	—	—
期末残高（百万円）	—	—	—

（注）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1株当たり情報に関する注記事項

1株当たり純資産	1,099円93銭
1株当たり当期純利益	83円58銭

重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

収益認識に関する注記事項

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記事項)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

企業結合に関する注記事項

取得による企業結合

連結計算書類「連結注記表(企業結合に関する注記事項)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◎ 計算書類及び個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、1株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。